

○全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等  
及び経過措置に関する政令(案)の主な項目

○健康保険法施行規則の一部を改正する省令(案)の  
主な項目

○全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令(案)  
の主な項目

## 全国健康保険協会の設立に伴う関係政令の整備等 及び経過措置に関する政令（案）の主な項目

全国健康保険協会の設立に伴い、健康保険法施行令その他関係政令の整備等を行うとともに、全国健康保険協会が承継する資産に係る評価委員の任命に関する事項その他の経過措置を定めるもの。

### 1. 余裕金の運用

- 協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないこととされている。
- 当該余裕金の運用方法については、国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有等に限ることとする。

### 2. 準備金の積立て

- 保険者は、政令で定めるところにより、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度において、準備金を積み立てなければならないこととされている。
- 協会は、当該年度及びその直前の2箇年度内において行った保険給付費等に要した費用の額の1年度当たりの平均額の1/2に相当する額に達するまで、当該事業年度の剰余金を準備金として積み立てるものとする。

### 3. 保険料の交付

- 協会が管掌する健康保険の保険料の徴収については、原則として社会保険庁長官が行うこととされており、政府は、協会に対し、政令で定めるところにより、社会保険庁長官が徴収した保険料等から、社会保険庁長官が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（健康保険法第151条の規定による国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付することとされている。
- 政令においては、保険料等が健康勘定に収納される都度遅滞なく交付することとする。

### 4. 日雇特例被保険者の保険者の業務に関する規定の整備

- 日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち社会保険庁長官が行うものの一部は、政令の定めるところにより、市町村長が行うこととすることができることとされている。また、協会は、市町村に対し、政令で定めるところにより、日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち協会が行うものの一部を委託することができることとされている。
- 日雇特例被保険者の保険者の事務のうち、保険給付等に関する事務については協会が行うこととなることから、市町村が行うこととすることができる事務のうち以下のものについて、協会から市町村に対して委託する事務として位置づけるものとする。

- ・ 受給資格者票に関する事務
- ・ 特別療養費受給票に関する事務
- ・ 保険給付（埋葬料の支給を除く。）を行うために必要な保険料の納付状況の確認に関する事務及び被扶養者に係る保険給付に関する被扶養者の確認に関する事務

## 5. 権利義務の承継

- 改正法附則第18条第1項において、協会の成立の際現に健康保険事業に関し国が有する権利及び義務は、政令で定めるものを除き、協会が承継することとされている。
- 協会が承継しない権利及び義務は、社会保険庁の所属に属する物品等のうち厚生労働大臣が指定するもの以外のものに関する権利及び義務とする。

## 6. 承継資産の評価委員

- 改正法附則第18条第3項において、協会が国から承継する資産の価額については、協会の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とするとされ、評価委員その他評価に関し必要な事項は政令で定めることとされている。
- 評価委員については、財務省の職員、厚生労働省の職員、協会の役員、学識経験者から、厚生労働大臣が任命するものとする。

## 7. 経過措置

- 協会の業務に関し、協会の成立前に現に情報公開法、個人情報保護法上による請求がなされているものについては、協会の成立後においては引き続き、厚生労働大臣に対し請求がなされたものとみなす等の経過措置を設ける。

## 8. 施行日

平成20年10月1日（一部公布の日）

## 健康保険法施行規則の一部を改正する省令（案）の主な項目

- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により、適用・徴収に係る業務は社会保険庁長官が、保険給付業務等その他の業務は全国健康保険協会（以下「協会」という。）が行うと整理された。これを受け、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号。以下「規則」という。）について、以下のとおり、必要な規定の整備を行う。
  - ・ 被保険者証の発行主体及び給付関係の申請書の提出先を「社会保険事務所長等」から「協会」に改める。ただし、資格喪失に伴う被保険者証の返納は、資格喪失届と一括して、社会保険事務所に提出することを原則とする。
  - ・ 被保険者の資格、氏名の変更等の届出に関する業務等を社会保険事務所長等が行うこととする。
- 社会保険庁長官は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うこととされているところ、規則において、適用事業所又はその事業主、被保険者資格、被保険者の報酬及び賞与、被扶養者の資格、日雇特例被保険者に係る情報等を規定することとする。
- 「構造改革特区の提案」において「所在地変更による健康保険証の再作成の廃止」が挙げられたことを受け、都道府県の区域内での事業所の住所変更に伴う被保険者証の再交付を要しないこととする。
- 現在、被保険者証は事業主からの届出に基づき発行し、事業主に送付しているところであるが、被保険者が療養の給付を必要とする場合等には社会保険事務所の窓口で被保険者証を交付している。協会の設立以後、被保険者証は協会が発行することとなるため、適用関係書類の届出先である社会保険事務所等において被保険者資格があることを確認し、被保険者が療養の給付等を受ける必要がある場合には、社会保険事務所長等が被保険者資格を有することを証する書面を交付できることとする。
- 適用・徴収業務と保険給付業務を行う主体が分かれることから、社会保険事務所等に提出すべき資格喪失届等の書類又は協会に提出すべき給付申請書等の書類が、それぞれ協会又は社会保険事務所等に提出されることが考えられる。このような場合、申請書等を返戻することなく、協会又は社会保険事務所等において回付することとする。
- その他、被保険者の住所が変更となった際、その旨の届出を行わせることとすることや、施行規則に定められている各証票等の様式について、当該様式において引用している法律の条項の改正に伴う記載事項の整備等を行う等、施行

規則について所要の改正を行うこととする。

#### **経過措置**

- 平成20年10月以降、被保険者証の発行主体は協会となるが、厚生労働大臣が定める期日までは、施行日前に社会保険庁が発行した被保険者証等も有効とする。
- 今回の施行規則改正による改正前の様式は、当分の間、改正後の施行規則の様式によるものとみなすこととする。

#### **施行日**

平成20年10月1日

## 全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（案）の主な項目

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第4条（平成20年10月1日施行）の規定による改正後の健康保険法（大正11年法律第70号）第2章の規定により設立される全国健康保険協会（以下「協会」という。）の財務及び会計に関する規定を設けるものである。

- 協会の会計については、この省令に定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。  
また、企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。
- 協会は、毎事業年度予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされ、また、これを変更しようとするときも同様とされているところ、当該予算の内容を予算総則と収入支出予算とする。
- 予算総則に設ける規定として、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、下記の事項を設けることとする。
  - ・ 債務負担行為の事項ごとに、その負担する債務の限度額、その行為に基づいて支出すべき年限及びその必要な理由
  - ・ 厚生労働大臣の承認が必要な流用又は繰越予算の経費の指定 等
- 収入支出予算においては、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従って区分するものとする。
- 協会は、予見することのできない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができることとする。  
また、予算総則で指定する経費以外の経費に予備費を使用したときは、直ちに厚生労働大臣に対し、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を届けなければならないものとする。
- 協会は、支出予算の範囲内におけるもののほか、その業務を行うため必要があるときは、毎事業年度、予算をもって厚生労働大臣の認可を受けた金額の範囲内において、債務負担行為をすることができるものとする。
- 協会は、業務経費、一般管理費その他の予算総則で指定する経費の金額について流用し、又はこれに予備費を使用する場合には、その理由、金額及び積算の基礎となる書類を厚生労働大臣に提出し、承認を得なければならないこととする。
- 協会は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち、当該事業年度内に支出の決定を終らなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することができることとする。  
ただし、予算総則で指定する経費については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を

受けなければ繰り越して使用することができないこととする。

- 協会は、予算の認可を受けようとするとき又は予算の変更の認可を受けようとするときは、申請書に、予算総則、収入支出予算及び当該事業年度の予定損益計算書及び当該事業年度末における予定貸借対照表等を添付して厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。
- 協会は、事業計画について、次に掲げる事項を記載することとする。
  - ・ 事業運営の基本方針
  - ・ 協会の業務に関する計画 等
- 協会は、事業計画の認可又は事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書又は変更しようとする理由及び事項を記載した申請書に、事業計画及び必要に応じ参考となる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することとする。
- 協会は、毎事業年度、貸借対照表等その他厚生労働省令で定める書類を作成することとされているところ、当該書類をキャッシュ・フロー計算書とし、また、財務諸表の様式を定めるものとする。
- 協会は、総勘定元帳その他必要な帳簿を備えるものとする。
- 協会は、財務諸表について、厚生労働大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び事業報告書等並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書類を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならないとされているところ、当該財務諸表等の閲覧期間を5年とする。
- 財務諸表及び事業報告書等には、支部ごとの財務及び事業の状況を示すために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを記載しなければならないとされているところ、当該事項を支部ごとの収支の状況及び事業運営の状況とする。
- 協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができるとされ、また、短期借入金は当該事業年度内に償還しなければならないが、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができるとされている。

省令において、短期借入金の認可を受けようとするとき及び短期借入金の借換えの認可を受けようとする場合は、下記の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出するものとする。

  - ・ 借入れを必要とする理由
  - ・ 借入れの額
  - ・ 借入金の借入先 等

- 保険者は、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならないこととされているところ、協会の会計においては、準備金に係る会計処理のため、貸借対照表の純資産の部に準備金の区分を設けて計算するものとする。
- 協会の余裕金の運用は、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないとされ、当該余裕金の運用については、健康保険法施行令で「銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金」及び「国債等その他厚生労働大臣が指定する有価証券」とされているところ、省令において、以下の事項を定めることとする。
  - ・ 厚生労働大臣の指定する金融機関は、臨時金利調整法（昭和22年法律第181号）第1条第1項に規定する金融機関（信託会社、保険会社等）とする。
  - ・ 厚生労働大臣の指定する有価証券は、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券等とする。
- 協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないとされている。省令において、当該財産を土地及び建物その他厚生労働大臣が指定する財産とし、当該財産を譲渡し、又は担保に供することについて認可を受けようとするときに、厚生労働大臣に提出しなければならない申請書の記載事項については、下記の事項とする。
  - ・ 処分等に係る財産の内容及び評価額
  - ・ 処分等の条件 等
- 協会は、その財務及び会計に関し、健康保険法及びこれに基づく命令に定めるもののほか、会計規程を定めるものとし、これを定めたとき及び変更したときは厚生労働大臣に届け出るものとする。

#### **経過措置**

- 平成20年度のうち10月1日以後の期間に係る予算及び事業計画を作成するに当たり、所要の経過措置を設けることとする。

#### **施行日**

公布の日